

## 年頭所感 刻々と迫る存亡の危機に直面して

発行：日本置き薬協会 事務局

広島県の法人配置販売業者の社長と久しぶりに面談することが出来た。

社員を12名雇用されておられ、今後業界を牽引する若手経営者の一人と目されている。同県の配置販売業者組織にも永年にわたり深く関与され、改正薬事法の根幹である配置従事者の資質向上には熱心に取り組まれているとの事。同社の社員である配置従事者には、全員に登録販売者資格を取らせ、なおかつ業者組織に加盟の高齢の個人業者には、手取り足取りの丁寧な講習指導をさせて登録販売者資格を取らせている。それが同県の医療水準を幾許かでも引き上げることに繋がる、と高い志をもって語られていた。

「ただ気掛かりなのは」とこぼされる。それは、同社の従事者全員が登録販売者にも関わらず、改正薬事法の則った「新配置」業者には、「なれる」が「なれない」こと。ここで「なれる」というのは、今後の施行規則や行政指導の流れを踏まえ、半数による従事者（社員）による「新配置」の配置販売業許可を同社が取得し、残る従事者により既存業者としての従来からの配置販売業許可を存続させることである。「なれない」理由は、「新」と「既存」の二つの業許可を取得すれば、それぞれの業許可に従って従事者には身分証明書が県薬務課から発給され、倉庫から始まり、商品補充用トラック、担当得意先の配置箱に至るまで別とし、社員の「新」と「既存」の転換は不可となってしまう。一つの経営に殆ど同じ二つの同業会社が同居するようなもので、機動的な運営など出来ないからである。

「なれない」理由は、まだ有る。「新」になっても社員の新鮮代謝は必ず生じ、一般従事者として一年以上の実務経験をさせねば、登録販売者資格を得られない。その一般従事者が得意先で対面による配置医薬品の情報提供、相談応需が出来ない中で、収益を確保出来る営業活動が可能かどうか、ということ。これは、とても難しいというのが一般的であろう。

「なりたい」理由もある。平成24年5月末時点で、登録販売者試験の受験資格たる、既存配置業者での従事者の一年実務経験が認められなくなる。従って、23年5月末までに従事を開始しなければ、これを満たさないことになり、登録販売者試験は受験できなくなる。在社している従事者の社員だけに業を賭けるというのでは、企業としての継続は危うく、「新」に移行したいのである。

こうした「気掛かり」を「こぼされる」状況は、全国の配置販売業者に共通しており、膠着状態に陥りながら、新たな年を迎えている。改正薬事法施行に伴い、登録販売者制度に食指を伸ばしたものの、血にも肉にも骨にもならず、成長や脱皮の起因とはならなかった、と捉えておられるようだ。言わば、悪い意味での「古い皮袋に新しい酒」状態なのである。しかし、登録販売者資格の社員の存在は、紛れもない資質向上努力義務の証であると言えよう。

当協会は発足当初から現時点に至るまで、組織の紛糾は有ったにせよ、同じ事を唱えている。それは、資質向上努力義務による既存配置の期限を定め無い存続である。冒頭に紹介した広島県の業者が行なう、既存配置のままの全員あるいは大多数の従事者の登録販売者化、そして置き薬医薬品販売士講習制度のように厚労省の「一定水準」に則った研修実績を確保すれば、資質向上努力義務を満たすところであり、改正薬事法附則条項に合致するものと思える。

現時点では、「こぼされた」「気掛かり」を解消することは、難しいことである。もともとは、配置販売業の実態を把握出来ず、一部の業界関係者の意見に偏った法律の制度設計ミスにより生じたものであるからだ。

ただ言えることは、対面販売による情報提供と相談応需に対応出来る配置従事者を全国一様に輩出しなければならないことで、配置業界のみならず、OTC並びに医療用医薬品販売に係わる関係団体各位のご支援、ご指導をお願いしたい次第である。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協